

大野市民生委員推薦会委員の推薦について

- 1 推薦依頼委員数 1名 前任者 關園子氏（市教育委員）
- 2 委嘱期間 委嘱の日から令和4年11月30日まで

3. 参考法令

○民生委員法（抜粋）

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとする。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○大野市民生委員推薦会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号。以下「政令」という。）第7条の規定に基づき、大野市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 推薦会は、委員14人以内をもって組織する。

2 推薦会の委員は、次に掲げる者の中から、それぞれ2人以内を市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験のある者

（幹事及び書記）

第3条 政令第6条に規定する幹事及び書記は、市職員の中から市長が命ずる。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、推薦会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。